

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年1月14日開催 全国地方銀行協会／

2026年1月15日開催 第二地方銀行協会]

1. 令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 当該災害等に関し、青森県及び岩手県内に災害救助法が適用されたことを受け、東北財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和7年青森県東方沖を震源とする地震			
青森県	12月8日 (12月9日)	東北財務局	12月9日
岩手県	12月8日 (12月9日)	東北財務局	12月9日

2. 手形・小切手機能の全面電子化について

- 手形・小切手機能の全面電子化の目標期限である2027年3月末まで残り1年余りとなったが、各金融機関においては、利用者に混乱を生じさせないように、目標期限から逆算して、計画的なサービス変更や顧客周知等の対応を主体的かつ積極的に進めていただくよう、改めてお願いする。
- こうした対応の中で、地域ごとに金融機関の担当者による意見交換会等を実施し、情報共有等の連携を図っている取組事例もあると聞いているところ、引き続き、地域内の金融機関と連携して効果的に進めていただきたい。
- 本件は、金融界のみならず、政府や産業界が一丸となり推進していくことが重要である。金融庁も、例えば、全国銀行協会（全銀協）による広報ポス

ターやセミナーの後援等を実施してきた。また、全銀協のみならず、多くの産業界において自主行動計画を策定し、取り組んでいただいているものと承知している。金融庁としても、今後も様々な場を通じて、事業者を含めた関係者へ政府方針等について説明を行うなど、引き続き国民の理解・協力を促していく。

3. 銀行をかたる詐欺電話(ボイスフィッシング)の発生への注意喚起について

- 2025年5月の意見交換会でも話題にしたが、再度、2025年末に、特定の地域銀行をかたった電話や自動音声による電話で企業に連絡し、偽サイトへ誘導してインターネットバンキングの情報を盗み取る、いわゆる「ボイスフィッシング」が急増し、複数の企業で被害が確認された。
- 地域銀行をかたることから、取引関係にある企業がだまされやすく、特に法人取引では不正送金額が大きくなる傾向があり、企業にとっては深刻な経済的打撃となる。
- こうした状況を踏まえ、2025年12月、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会に御協力いただいて、金融機関に向け注意喚起を周知していただいたほか、警察庁等の関係機関と協力し、改めて、金融機関及びその法人顧客に向けて、ボイスフィッシングの手口や対策に関する注意喚起を実施している。
- 各金融機関においても、今一度、昨今のボイスフィッシングによる不正送金の被害状況を踏まえ、必要な対策を検討・実施いただくとともに、法人顧客に対し、注意喚起を徹底されたい。なお、その際、必要に応じ、注意喚起資料も活用いただきたい。

(参考) 注意喚起資料 (2025年12月4日公表「その電話、本当に銀行からですか?」)

出典: 警察庁ウェブサイト (https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/R7_Vol.12cpal.pdf)

4. リースバックについて

- 第三者に所有不動産を売却すると同時に賃借する取引である「リースバック」について、特に高齢者がトラブルに巻き込まれるケースが増加しているとして、2025年12月25日、関係省庁等から連名で注意喚起が行われている。
- 地域金融機関がリースバック事業者と業務提携し、自行の顧客を紹介している例も承知しているところ、業務提携を進めるに当たっては、顧客ニーズに沿ったサービスを提供できる提携先事業者であるかどうかや、当該事業者

やその業界におけるトラブルの発生状況などを適切に確認し、必要に応じて当該提携先の業務の運営状況を確認するなど、顧客がトラブルに巻き込まれることが無いよう、適切に対応いただきたい。

(参考) 注意喚起資料 (2025 年 12 月 25 日公表「投資等に関する普及啓発と年末年始のご家族等への声がけについて」)

出典：消費者庁ウェブサイト (<https://www.caa.go.jp/notice/entry/044653/>)

5. 「地域金融力強化プラン」を踏まえた監督指針の一部改正（案）について

- 2025 年 12 月 19 日に策定した「地域金融力強化プラン」を実行に移す一環として、現在、地域企業の価値向上への貢献や地域課題の解決に資する取組の促進に向けた監督指針改正案に関するパブリックコメントを実施している。
- 具体的には、M&A・事業承継支援の強化、「経営者保証に依存しない融資」の促進、デジタル化支援の強化及び人材確保支援の強化に向けた改正案をお示ししている。
- 各金融機関においては、改正案の内容も随時御参照いただきながら、引き続き、地域の持続的な成長を後押しすべく、金融仲介機能の一層の発揮に努めていただきたい。

6. 「経営者保証に依存しない融資」の促進に向けた取組状況について

- 2025 年 12 月 19 日、「経営者保証に依存しない融資」の促進に向けた 2025 年度上期の取組実績を公表した。主な内容として、
 - ・ 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」の割合が全業態平均で 55.8%と増加したほか、
 - ・ 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資件数」との合計の割合も、全業態平均で 99.8%と増加した。
- また、同日、各金融機関に対して 2025 年に実施した「経営者保証に依存しない融資」に係る取組状況についてのアンケート調査の結果も公表した。その中では、例えば、9 割以上の金融機関が、「経営者保証に依存しない融資」の促進を通じて、保証の必要性についての真摯な検討の促進や安易な保証徴求の減少といったポジティブな効果があったと評価しているといったことが明らかになった。

- いずれも、「経営者保証に依存しない融資」に向けた取組が着実に浸透しているものと評価できる結果であり、各金融機関においては、引き続き、「経営者保証改革プログラム」や今後改正予定の監督指針等の趣旨・内容を踏まえ、精力的な取組を進めていただきたい。

7. 支援策に関する情報収集や顧客企業への紹介について

- 各金融機関において、顧客企業の個々の実情に応じた経営支援を行うに当たっては、経営課題や資金ニーズに応じた補助金等の支援策に関する情報提供を行うことも、顧客企業より大きく期待される役割の一つである。
- 2025年11月に公表された「「強い経済」を実現する総合経済対策」においても、中小企業の経営課題の解決に資する多くの施策が盛り込まれており、各金融機関においては、引き続き、こうした施策に関する情報を顧客企業にタイムリーに提供できるよう、必要に応じて、個々の現場も含めて「ミラサポ plus」や「J-Net21」といったプラットフォームも活用しながら顧客企業の経営支援に取り組んでいただきたい。

8. 南海トラフ地震への対応に係る監督指針の一部改正（案）について

- 南海トラフ地震に関連して金融機関が取るべき対応については、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」や「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」、各業態の監督指針等に規定されている。
- 2025年12月25日、金融機関がとるべき対応の一層の明確化に向け、
 - ・ 「事前避難対象地域」内に所在する営業店の対応について、「住民事前避難対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」に区分して精緻化するほか、
 - ・ 各文書に規定されている内容を監督指針等に集約し、必要な対応を一覧化する、といった所要の改正を行うべく、監督指針等の改正案に関するパブリックコメントを実施している。
- 各金融機関においては、改正案の内容も随時参照いただきながら、引き続き、南海トラフ地震を含めた災害時における適切な対応に万全を期していただきたい。

9. 2025年10月24日付け金融活動作業部会（FATF）声明に係る要請について

- 2025年10月22日から24日の間に開催されたFATF全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
 - ・ イランに拠点を置く金融機関の支店等の設置拒否
 - ・ イランにおける金融機関の支店等の設置禁止
- これを受け、2025年12月1日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和7年10月24日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を発出した。
- 同要請文では、犯収法に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底等を求めているところ、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会においては、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

10. 官民一体・業界横断的な金融犯罪対策に係る取組等について

- 特殊詐欺や投資・ロマンス詐欺など金融サービスを不正に利用した犯罪被害が引き続き高止まりする中、2025年11月には銀行を騙るボイスフィッシングが増加するなど、金融サービスに関わる不正の手口は枚挙に暇がない。金融機関の利用者、すなわち国民を詐欺被害から守り、闇社会にカネを流さないことで金融システムへの信頼を守るためには、新たな不正の手口に対し、官民が連携し、スピード感をもって対処していくことが重要であることから、各金融機関においては、2026年も当局や業界団体との連携を密にお願いしたい。
- 金融庁は、これまで警察庁との連名で、2024年8月と2025年9月の2回にわたり、業界団体等を通じて、預貯金口座の不正利用対策の強化に係る要請を行い、各金融機関において、詐欺等の被害金の移転に使われている口座について、取引モニタリング等を通じて検知するなどの対策強化を進めていただいているものと承知している。

- 一方で、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺など、金融サービスを不正に利用した犯罪においては、犯罪収益の送金先として不正に売買・貸出された口座が悪用されているという特徴がある。
- 詐欺被害の根絶に向けては、口座の売買・譲渡等が犯罪であることに加え、口座の売却等に対して金融業界として厳格に対応する方針について、国民の認知を高め、口座売買の抑止につなげることが、預貯金口座の不正利用の抑止、ひいては国全体の安心・安全を守ることに繋がるため、官民一体となって戦略的かつ強力な広報を行うことが必要となる。
- このため、2025 年 12 月より、全銀協を中心として、金融庁や警察庁、各業界団体が連携し、統一的なコンテンツとしてショート動画を作成し、デジタル媒体を中心に、当該コンテンツを用いた業界横断的な広報を展開している。
- 金融庁も、各チャネルを活用しながら当該コンテンツを発信していく予定であり、各業界団体、金融機関においても、ショート動画の活用などを通じて、一人でも多くの利用者の目に留まるように様々な場所・場面において当該メッセージを積極的に発信いただきたい。
- また、令和 7 年度補正予算において、「預貯金口座不正利用対策高度化推進事業費補助金」が措置された。本事業は、2025 年 4 月 22 日に決定された「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」に「預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設について検討する」旨が定められており、政府としても、国民を詐欺等の被害から守るための環境整備に資する取組を支援するものであり、こうした事業等も活用しながら、官民一体となって一層の対策を講じてまいりたい。

11. 来年度のレビキャリ事業について

- 来年度のレビキャリ事業について、2025 年 12 月に令和 7 年度補正予算が成立した。今後もレビキャリを盛り上げていくために十分な予算を確保することができたことから、引き続き、中堅企業・中小企業が抱える経営人材不足の課題解決を加速化する観点から、経済産業省とも連携しつつ実施していく。
- 中堅企業・中小企業の経営者を含む人材不足に対しては早急に対策を講じていく必要があると認識しており、今後はより地域の実情に応じ柔軟に利用いただけるよう制度を見直していく予定である。

(参考1) 令和7年度補正予算は、給付金のほか、事務費用としてデータベース運用・研修ワークショップ・広告・人件費等を要求

(参考2) 2025年12月末時点での実績は、大企業人材の登録者数：累計5,952人、登録金融機関数：221機関、マッチング件数：316件

- 足元では、成約実績のある地域銀行は10行まで拡大してきており、各地域銀行が日頃よりレビキャリを活用した人材マッチングに尽力いただいた結果であり改めて感謝申し上げます。引き続き「まず1件」の成約につなげていただくとともに、成約実績のある金融機関はさらなるマッチング創出に御尽力いただきたい。

12. 企業価値担保権の実装に向けた取組について

- 企業価値担保権に関する信託契約書・特約書の書式等の具体例について、2026年1月9日に有識者による勉強会を実施した。全国地方銀行協会／第二地方銀行協会の代表者にも御参加いただいた。

資料については、足元、最終調整を進めているところ、準備が整い次第、勉強会の資料として、金融庁ウェブサイト公表する予定である。

企業価値担保権の実装に向けた有志の勉強会も、随時議論を進めており、参加者に活発に御議論いただいている。

勉強会での議論の成果は、各テーマの性質に応じて、何らかの成果物にまとめたい。各協会を通じ、各金融機関の御意見をしっかりと反映して、丁寧な取組を進めていきたいので、御協力をお願いしたい。

- 金融庁は、企業価値担保権の制度の本旨に沿った質の高い取組を後押ししたい。具体的な利用案件を念頭において取組を進めようとする方々においては、ぜひ金融庁までお知らせいただきたい。

13. 生成AIを活用した地域金融機関における業務改善の取組について

- 地域金融機関における生成AI技術の導入は、顧客に直接影響を及ぼさない内部の業務効率化を中心に進んでいる一方、対顧客向けサービスについては、誤った情報を生成するリスク（ハルシネーション）もあり、限定的な範囲にとどまっていると認識している。

- このため金融庁としては、2025年12月に公表した「地域金融力強化プラン」に基づき、地域金融機関による生成AIの利活用に関する実証を行い、対顧客向けサービスをはじめとするユースケースを創出する。その上で、ほ

かの地域金融機関が生成 AI 技術を導入できるよう、ユースケースやリスク低減の方法等のプロセスをとりまとめ、情報提供を行う。これらの措置に必要な経費については、令和 7 年度補正予算にて確保しているところである。

- これらの取組を通じて、地域金融機関による生成 AI の健全な利活用を促進し、その業務の効率化を後押ししていく。

14. 地域経済活性化支援機構（REVIC）における地域金融機関職員の出向受入れ

- 2025 年 6 月の REVIC 法改正により、「大規模な災害を受けた地域の経済の再建」が REVIC の目的の一つとして明記された。
- これを受け、REVIC と地域金融機関との更なる連携強化を図り、一体となって大規模災害に向けた体制作りを進めていきたい。金融機関職員には、REVIC への出向を通じ、事業再生支援のほか、災害時の復興ファンドによる支援に係る REVIC の知見・ノウハウを学んでいただき、帰任後にも地域における事業再生力の底上げに繋げていただきたい。
- 金融機関職員の出向期間中の給与は、REVIC において、2025 年 12 月に成立した令和 7 年度補正予算で措置された補助金を活用し、負担する予定である。
- 今後、地域バランスを踏まえ、対象金融機関を選定し、個別に調整する予定であるが、対象金融機関においては、出向人材を選出いただくとともに、当該人材が帰任後も REVIC での学びを活かせるよう、御協力をお願いしたい。

15. Japan Fintech Week 2026 の開催について

- 金融庁では、日本のフィンテックの魅力を世界に発信し、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、各種団体が開催する多彩なフィンテック関連イベントと連携する「Japan Fintech Week」を開催している。

2025 年 3 月に開催した「Japan Fintech Week 2025」では、合計 80 以上のイベントと連携し、国内外から延べ約 2 万人の参加者を迎えるなど充実したものとなった。

- 今回は、2026 年 2 月 24 日～3 月 6 日に、「Japan Fintech Week 2026」を開催する。期間中に官民様々な団体によるイベントが開催され、このうち今回で 10 回目を迎える「FIN/SUM」では、「AI×ブロックチェーンが創る新金融エコシステム」をテーマとし、AI やブロックチェーンに加えて、地域金融

やサステナビリティなどを含む幅広いトピックのパネルディスカッション等を行う予定である。

- 各イベントの詳細は Japan Fintech Week 公式ウェブサイトですぐに御案内するので、御確認の上、積極的に御参加いただきたい。

16. 地域金融力強化プランについて

- 金融庁では、2025年12月19日に「地域金融力強化プラン」を公表した。
- プランには、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」での議論も踏まえ、地域金融機関が、地域企業の価値向上や地域課題の解決に一層貢献していくための方策や、このための環境整備に関する施策を盛り込んでいる。
- 地域金融機関には、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることに留まらず、幅広い金融仲介機能の発揮を通じ、企業価値の向上に貢献していくことが期待されており、例えば、地域金融機関による地域企業への成長支援を後押しするため、実証実験等による具体的事例の創出や知見提供を通じ、地域金融機関と、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進していく。
- 一方で、地域金融機関が引き続き地域経済を支えていくためには、経営基盤の強化により十分なりスクイク余力を確保することも重要であり、このため、金融機能強化法における資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充等も盛り込んでいる。
- 各地域金融機関とは密に連携しながら、地域経済の活性化に向けた取組を進めていきたい。御不明な点や御懸念、御意見などがあれば、お気軽にお問合せいただきたい。

17. 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の講師派遣等に関する Q&A

- 2025年12月19日に公表した「地域金融力強化プラン」において、
 - ・ 地域の人々の資産形成を支援する観点から、金融経済教育やファイナンシャル・プランニングの推進において、地域金融機関がその役割を発揮していくことが重要、
 - ・ 引き続き、地域金融機関における金融経済教育の普及・促進に係る取組

が行われるよう促していくことで、地域における金融リテラシーの向上に貢献していく、

・ その際、J-FLEC の講師派遣・オンライン講座等の活用の検討も促すとしている。

- 金融機関が J-FLEC の講師派遣等をより活用しやすくなるよう、J-FLEC はこれまでに寄せられた主な質問等をまとめ、金融機関向けの Q&A を策定した。
- 例えば、講師派遣の際の金融機関職員の同席や、講師派遣前後での商品・サービスの紹介については、派遣先と調整いただければ必ずしも妨げられるものではないと整理されている。
- J-FLEC の講師派遣等をご活用いただくことで、金融機関の負担軽減にもつながる。御不明な点があれば、Q&A に記載の J-FLEC の連絡先に直接お問い合わせいただき、是非御活用を検討いただきたい。
- また、J-FLEC では、昨年 11 月にはオンラインで講義が受けられる動画の配信も開始したので、こちらも是非御活用いただきたい。

18. 医療・介護保険における金融所得の勘案について

- 医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いの実現に向けた実務的な検討を行うため、2025 年 11 月 26 日に関係府省庁会議が開催された。
- 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に当たっては、社会保険関係法令で提出義務を整備した上で、税制における金融所得に係る法定調書を活用する方式を前提に検討が行われている。
- また、当会議においては、関係省庁が連携の上、
 - ・ 金融所得に係る法定調書における個人番号の記載率と記載内容の正確性の向上、
 - ・ 金融所得に係る法定調書について、事務負担等の実態の把握に努めつつ、オンライン提出の要請を行うこととされた。
- 今後、法定調書の提出方法やマイナンバーの記載率等の実態調査等を進めていくことになるが、それに当たっては、各金融機関と密に連携したいので、

御協力をお願いしたい。

19. 令和8年度税制改正要望の結果について

- 2025年末に公表された税制改正大綱においては、
 - ・ NISA のつみたて投資枠の対象年齢撤廃（こども NISA の創設）や対象商品の拡充、税法上の所在地確認義務の廃止・代替
 - ・ 金融商品取引法等の改正を前提に、一定の暗号資産取引から生じる所得を分離課税とすること等を措置することが示された。
- 税制改正要望プロセスにおいては、業界関係者から様々な御支援をいただいた。
- 今後、上記施策を実施する上での実務的な論点を含め、様々な事項につき検討・議論していくこととなるため、引き続きの御協力をお願いしたい。

20. 「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～について

- 2025年11月21日、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」が閣議決定された。
- 今回の総合経済対策では、①生活の安全保障・物価高への対応、②危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、③防衛力と外交力の強化、の三つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられた。
- 金融庁関連としては、
 - ・ 地域金融機関が地域経済の成長に一層貢献するための「地域金融力強化プラン」の策定・推進
 - ・ 金融経済教育・NISAの一層の充実やコーポレートガバナンス改革の実質化等を通じた「資産運用立国」の更なる推進
 - ・ 米国関税の影響を受ける事業者に対する金融機関による資金繰り等の支援の促進などの施策が盛り込まれている。

- 金融庁としては、こうした取組を通じて、日本の持続的な経済成長に貢献できるよう、しっかりと取り組んでいく。各金融機関においても、御理解・御協力を宜しくお願いしたい。

21. NISA口座の都道府県別利用状況調査

- 金融庁は、2025年11月13日、都道府県別のNISA口座の利用状況調査（2025年6月末版）を公表した。
- NISA口座の利用状況調査は、2024年までは年4回（3月末、6月末、9月末、12月末）実施していたが、2025年以降は年2回[※]（6月末、12月末）としており、引き続き御協力をお願いしたい。

※2025年3月末時点調査は臨時的に実施したものの。

22. インパクトコンソーシアム主催勉強会 第2回（資金提供者向け）の開催について

- 金融庁及び経済産業省が事務局を務める「インパクトコンソーシアム」では、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していくため、投資家・金融機関・企業・NPO・地方公共団体等の幅広い関係者で議論を進めている。
- 本コンソーシアムの活動の一環として、2025年11月より、インパクトに係る取組に関心を持ち始めた層が更なる理解を深め、実践に繋げていくことを目的として、コンソーシアム会員以外も参加できるオンラインの勉強会「インパクト」の視点が広げる可能性～基礎から学べる、実践に向けた第一歩～を開催している。
- 2026年2月2日に開催予定の第2回勉強会では、地域金融機関や機関投資家等の資金提供者を主な対象として、インパクトファイナンスの意義や可能性、資金提供者が果たすべき役割や実践のポイントについて、取りあげる予定となっている。
- 詳細や参加申込方法はコンソーシアムのウェブサイトにて掲載しているところ、各金融機関においては、是非積極的に御参加いただきたい。

（参考）インパクトコンソーシアム セミナー情報

<https://impact-consortium.fsa.go.jp/seminar>

（以 上）